

○国土交通省告示第五百十号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成二十一年五月八日

国土交通大臣 金子 一義

第1 起業者の名称 国土交通大臣

第2 事業の種類 一級河川白川水系白川改修工事（沖新地区・左岸・熊本県熊本市中原町字北中新地及び字白川端地内）及びこれに伴う県道付替工事

第3 起業地

- 1 収用の部分 熊本県熊本市中原町字北中新地及び字白川端地内
- 2 使用の部分 なし

第4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

## 1 法第20条第1号の要件への適合性

申請に係る事業は、熊本県熊本市沖新町字鯨油開地内から同市中原町字北瀬地内までの延長1,000mの区間（以下「本件区間」という。）における「一級河川白川水系白川改修工事及びこれに伴う県道付替工事」（沖新地区・左岸）（以下「本件事業」という。）のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業のうち、「一級河川白川水系白川改修工事」（以下「本体事業」という。）は、河川法（昭和39年法律第167号）第3条第1項に規定する一級河川に関する事業であり、法第3条第2号に掲げる河川法が適用される河川に関する事業に該当する。

また、本体事業の施行により遮断される県道の従来機能を維持するための付替工事は、道路法（昭和27年法律第180号）第3条第3号の都道府県道に関する事業であり、法第3条第1号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

## 2 法第20条第2号の要件への適合性

一級河川の管理は、河川法第9条第1項の規定により国土交通大臣が行うものとされており、本件区間は同条第2項に基づく指定区間に指定されていないこと等から、起業者である国土交通大臣は、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

### 3 法第20条第3号の要件への適合性

#### (1) 得られる公共の利益

一級河川白川水系白川（以下「白川」という。）は、その源を熊本県阿蘇郡高森町の阿蘇中央火口丘の一つである根子岳に発し、阿蘇カルデラの南の谷を流下し、同じく阿蘇カルデラの北の谷を流れる支川黒川と阿蘇郡南阿蘇村立野で合流した後、溶岩台地の谷間を西に流下し、熊本平野を貫流して有明海に注ぐ幹川流路延長74km、流域面積480km<sup>2</sup>の河川である。

白川の流域は、山地型気候に属し、年平均降雨量が約3,250mmに達する多雨地域であり、中流域は河床勾配が急で、下流域は川幅が狭いことから、濁流によって多大な洪水被害が発生しやすいという特徴があり、過去発生した出水は、熊本市街地を中心として各地に多大な被害をもたらし、昭和28年6月の梅雨前線に伴う豪雨災害の他、多くの生命及び財産を奪ってきた。

白川が流れ込む有明海は、干満の差が大きく、内湾で閉鎖性水域であることから、高潮が発生しやすいという特徴があり、昭和63年以降、白川河口部付近の海岸堤防は運輸大臣（当時）と熊本県知事が整備を行い、白川下流部の河川堤防整備は建設大臣（当時）が行ってきたところである。

このような状況の中、熊本県に甚大な被害をもたらした平成11年9月の台風18号の際には、白川河口部及び下流部付近においても、高潮により床上浸水8棟、床下浸水37棟の他、宅地及び農地等の11.3haが浸水する大きな被害を受けた。

しかしながら、本件区間の上流部、下流部及び対岸部においては堤防の整備が完了しているものの、本件区間は堤防が未整備であるため、その後も台風接近に伴う高潮による背後の住宅地等への浸水被害を防ぐため、堤防未整備箇所に大型土のうを配置して本件区間に係る県道及び市道の通行止めを行うという緊急措置を行い対処してきているところであり、本件事業の完成により、平成11年の台風18号時と同程度の高潮にも対処することが可能となり、周辺地域の浸水被害軽減に寄与することが認められる。

なお、本件事業が生活環境等に与える影響については、本件事業は、環境影響評価法（平成9年法律第81号）等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、起業者が平成14年11月に、本件事業の工事施工に伴う騒音及び振動について任意で調査予測を実施したところ、環境基準等を満足するものと評価されている。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存するものと認められる。

#### (2) 失われる利益

起業者が、平成15年3月、平成18年3月及び平成19年3月に、環境影響評価法等に

準じて任意に実施した調査によると、本件区間及びその周辺の土地において、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）における国内希少野生動植物種であるハヤブサ及び環境省レッドリストに絶滅危惧ⅠA類として掲載されているクロツラヘラサギの飛翔が確認されているが、これらの営巣は確認されておらず、本件事業実施後も、周辺に同様の生息環境が広く残されることから、本件事業が与える影響は軽微であると認められる。

また、本件区間内の土地には、文化財保護法（昭和25年法律第214号）により保護のため特別の措置を講ずべき文化財は見受けられない。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

### **(3) 事業計画の合理性**

本件事業は、高潮対策が必要であるにもかかわらず堤防が未整備である本件区間について、平成11年の台風18号時と同程度の高潮にも対処することができる堤防を整備するものであり、本件事業の事業計画は、河川管理施設等構造令（昭和51年政令第199号）等に定める規格に適合していると認められる。

本件区間の上流部、下流部及び対岸部においては、それぞれ堤防の整備が完了していることから、堤防が未整備である本件区間について、築堤工事を実施するものであり、本件区間と堤防整備済区間との接合については、水流の阻害を引き起こし破堤の原因とならないように、堤防法線を出来る限り滑らかに繋ぎ、直線に近い線形としているものであり、本件事業の施工方法は合理的であると認められる。

さらに、本体事業の施行に伴う県道の付替工事の事業計画についても、施設位置、構造形式等を総合的に勘案すると適切なものと認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

## **4 法第20条第4号の要件への適合性**

### **(1) 事業を早期に施行する必要性**

3(1)で述べたように、本件区間は、高潮対策が必要であるにもかかわらず堤防が未整備となっており、高潮による背後の住宅地等への浸水被害を防ぐため、できるだけ早期に本件事業を施行する必要があると認められる。

また、熊本市長を会長とする白川改修・立野ダム建設促進期成会より、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

## (2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

## 5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

第5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所 熊本県熊本市役所